

平成31年度沖縄子供の貧困緊急対策事業
「支援員及び子供の居場所の活動支援事業」に係る業務委託仕様書

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務名

沖縄子供の貧困緊急対策事業「支援員及び子供の居場所の活動支援事業」

2 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

3 事業の目的

本事業は、市町村が配置及び設置する子供の貧困対策支援員（以下「支援員」という。）及び子供の居場所（以下「居場所」という。）に対して、活動状況の把握、助言、研修等の広域支援を行うことにより、沖縄県全域における子どもの支援体制の整備を推進することを目的とする。

※子供の貧困対策支援員とは、地域に出向いて子供の貧困の現状把握や関係機関との情報共有、子供を支援につなげるための調整、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う者を指す。

※子供の居場所とは、安全で清潔な居所において、管理者の監督の下、子供に食事・生活・学習・キャリア形成支援などを提供する場所を指す。

【沖縄子供の貧困緊急対策事業の現状】

- (1) 平成28年度より、全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、各市町村において沖縄子供の貧困緊急対策事業を実施しているところである。市町村における沖縄子供の貧困緊急対策事業の主な内容は、支援員の配置及び居場所の設置となっている。
- (2) 各市町村においては、地域の実情等を勘案して事業を実施しており、支援員の配置人数、資格の有無、子供との面談経験など差が生じている。また、子供の居場所の運営支援の状況等についても各市町村の取組は様々である。
- (3) そのため、市町村ごとに支援員に対する支援体制に差があったり、ケース検討事例が少ないなどの理由により資質向上や困難事例への対応が難しい場合がある。

4 委託料上限額

各地区の委託料の上限額は、30,674,706 円とする。(消費税及び地方消費税含む。)

※当該金額は企画提案のために設定した金額の上限額であり、契約金額ではない。

5 業務の内容

(1) 支援員及び居場所の運営者等に対する研修

ア 支援員に対する研修

① 県内の支援員全員を対象とした全体研修

【研修回数】年2回以上開催すること。

【研修内容】支援員のニーズを踏まえ、県と調整の上、テーマを設定すること。講義形式とワークショップ形式を組み合わせるなど、支援員同士が交流できる機会となるよう工夫すること。

【研修講師】受託事業者職員が務めるほか、研修テーマに応じ、県内外の有識者等を講師として招聘することも可とする。

【研修資料】「子供の貧困対策支援員の体制づくりと活動の手引き」のほか、研修に必要なテキスト等を準備すること。(県が「子供の貧困対策支援員の体制づくりと活動の手引き」の見直しを行う際は、研修実施者としての観点から助言を行うこと。)

【その他】全体研修のうち初回は市町村の担当職員にも参加を呼びかけるものとし、支援員と市町村担当職員が活動体制づくりについて認識を共有できる内容とすること。

② 各圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）ごとに開催する研修

【研修回数】各圏域年1回以上開催すること。

【研修内容】各圏域の支援員のニーズを踏まえ、県と調整の上、テーマを設定すること。講義形式とワークショップ形式を組み合わせるなど、支援員同士が交流できる機会となるよう工夫すること。

【研修講師】受託事業者職員が務めるほか、研修テーマに応じ、県内外の有識者等を講師として招聘することも可とする。

【研修資料】「子供の貧困対策支援員の体制づくりと活動の手引き」のほか、研修に必要なテキスト等を準備すること。

イ 居場所の運営者等に対する研修

① 各圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）ごとに開催する研修

【研修回数】各圏域年1回以上開催すること。

【研修内容】各圏域の居場所の運営者等のニーズを踏まえ、県と調整の上、テーマを設定すること。講義形式とワークショップ形式を組み合わせるなど、居場所の運営者等同士が交流できる機会となるよう工夫すること。

【研修講師】受託事業者職員が務めるほか、研修テーマに応じ、県内外の有識者等を講師として招聘することも可とする。

【研修資料】研修に必要なテキスト等を準備すること。

【その他】研修は市町村の担当職員や支援員にも参加を呼びかけるものとし、居場所と市町村担当職員及び支援員が子どもへの支援につき連携を深めることができる内容とすること。

(2) 支援員及び居場所等の活動に対する助言等

ア 訪問による助言及び相談対応

【訪問回数】支援員及び居場所からの要望を勘案し、訪問による助言及び相談対応を行うこと。要望がない市町村についても、適時訪問等を行い、実情の把握に努めること。

【助言等の方法】個別相談のほか、市町村単位又は圏域単位等の会議形式による方法も可とする。

【助言等の体制】支援コーディネーターを複数名（常勤・非常勤を問わない）配置するほか、遠隔地からの相談にも対応できる体制（現地スタッフの配置等）を整備に努めること。また、必要に応じて専門家（保健医療、法務、実践者・有識者など）からの助言を受けられる体制を整備すること。

イ 電話・メール等による助言及び相談対応

遠隔地からの相談にも迅速に対応できるよう、電話、メール等を活用した相談対応等を行うこと。

(3) 子供の貧困対策支援員同士によるピアサポート体制の整備

全ての支援員が加入できるメーリングリストを用意することなどにより、支援員同士による相談・教え合いができる体制を整備すること。受託事業者は、メーリングリスト等を適切に管理するほか、相談内容に応じ、適時、助言を行うこと。

6 成果品

業務報告書を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体（CD-R 等）に保存し提出すること。

提出部数は、印刷製本2部、電子記録媒体1部とする。

7 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の 50 %を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

9 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の 10 %までとする。

ウ 事業の実施に必要な経費については、報酬、謝金、旅費、保険料、借料及び損料、通信運搬費、光熱水料、消耗品費、印刷製本費とする。

エ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第2項」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第2項」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第2項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) その他

ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。

イ 個人情報の収集や利用、管理については、「沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

10 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 10 日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

11 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

12 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。